

C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料（1日につき）

【点数の見直し】

|   |        |        |
|---|--------|--------|
| く。)による場合                                    |        |        |
| イ 週3日目まで                                    | 555点   | 580点   |
| ロ 週4日目以降                                    | 655点   | 680点   |
| 2 准看護師による場合                                 |        |        |
| イ 週3日目まで                                    | 505点   | 530点   |
| ロ 週4日目以降                                    | 605点   | 630点   |
| 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 | 1,285点 | 1,285点 |
| →   |        |        |
| 1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）による場合               |        |        |
| イ 同一日に2人                                    |        |        |
| (1) 週3日目まで                                  | 555点   | 580点   |
| (2) 週4日目以降                                  | 655点   | 680点   |
| ロ 同一日に3人以上                                  |        |        |
| (1) 週3日目まで                                  | 278点   | 293点   |
| (2) 週4日目以降                                  | 328点   | 343点   |
| 2 准看護師による場合                                 |        |        |
| イ 同一日に2人                                    |        |        |
| (1) 週3日目まで                                  | 505点   | 530点   |
| (2) 週4日目以降                                  | 605点   | 630点   |
| ロ 同一日に3人以上                                  |        |        |
| (1) 週3日目まで                                  | 253点   | 268点   |
| (2) 週4日目以降                                  | 303点   | 318点   |
| 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケ                      |        |        |

|  |   |          |   |
|--|---|----------|---|
| <p>C005-2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料（1週につき）</p> <p>【点数の見直し】</p> | <p>アに係る専門の研修を受けた看護師による場合<br/>1,285点</p>   |          | <p>1,285点</p>   |
| <p>C007 訪問看護指示料</p> <p>【注の追加】</p>                    | <p>60点</p>  | <p>→</p> | <p>100点</p>   |
| <p>C008 在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>【注の見直し】</p>             | <p>注1 1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、</p> | <p>→</p> | <p>注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。</p> <p>注1 1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、</p> |